

**令和4年度「区民等との協働による区基本計画推進強化事業」
企画・運営等に係る業務委託に関する提案募集要項**

1 業務の名称

令和4年度「区民等との協働による区基本計画推進強化事業」企画・運営等業務

2 業務の目的及び募集趣旨

令和3年度に策定した第3期下京区基本計画では、「住んでよし、働いてよし、訪れてよし、学んでよし」の下京区」をスローガンに、地域の絆・自治の精神が息づくまち、文化・産業で京都の元気をけん引するまち、100年先の未来も区民が誇りに思うまちを目指している。

本業務は、当該区基本計画に掲げる取組を、区役所と区民、事業者、団体、学生等との協働により推進していくために、同取組を実現する企画・アイデアを立案、実施する「チームしもぎょう（仮称）」を立ち上げ、計画の推進を強化することを目的としており、これを効率的かつ効果的に遂行するため、企画・運營業務を委託するものである。

委託先の選定にあたっては、業務の趣旨及び下京区の地域性等を十分理解するとともに、類似業務の経験やサポート能力、人員体制、企画や広報に関して優れた能力を有していることを評価する必要があることから、総合的に能力を審査するプロポーザル方式を採用する。

3 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 委託契約期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 委託金額の上限

金500,000円（ただし、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 支払方法

委託料は、原則として業務完了後に支払うこととする。ただし、受託者との協議等により、事前に一定額を支払う「概算払い」を行う場合がある。

7 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること。
- (3) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

8 応募方法

(1) 提出書類及び部数

ア 参加表明書【第1号様式】 4部（原本1部及び複写3部）

イ 業務実績調書【第2号様式】 4部

※ 本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載すること（複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで）。なお、記載した業務実績については、契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）等を添付すること。

ウ 企画提案書【任意様式】 4部

※ 仕様書及び「9 評価項目等」の内容を踏まえて簡潔に記載すること。

エ 見積書【第3号様式】 1部

オ 会社概要（団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料） 4部

カ 業務実施体制表及び従事者の経歴【任意様式】 4部

キ 最近2事業年度の貸借対照表、収支計算書、事業報告書 1部

※ 非営利団体等にあつては、これらに相当する書類

ク 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、ア～キに掲げる書類に加えて、次の書類を提出すること。

○ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本） 1部

○ 印鑑証明書 1部

○ 納税証明書（国税及び京都市税） 1部

○ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）【第4号様式】 1部

○ 使用印鑑届【第5号様式】 1部

○ 誓約書【第6号様式】 1部

※ 証明書については、申請日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

15の資料提出先まで、持参又は郵送により行うこと。なお、郵送の場合は必ず電話で到達を確認すること。

(4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 質問受付期限

令和4年7月15日（金）午後5時まで

期限後の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「7 応募資格」を満たしている者と

し、質疑書（任意様式）を持参、郵送、FAX及び電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ウ 回答方法

質疑に対する回答は、令和4年7月22日（金）までに、下京区のホームページに公開することによって行う。

9 評価項目、審査基準及び配点

	評価項目	審査基準	配点
1	実施体制	業務を実施するための必要な人員が確保されているか。	10
2	企画内容	業務の趣旨を十分に理解し、実現可能な提案であるか。	10
		継続的・効果的に実施できる提案であるか。	15
		参加者がまちづくり活動への関心を持ち、具体的な企画・アイデア立案及び実施につながるような提案であるか。 また、区計画に掲げる取組実現につながるような提案であるか。	15
		下京区の状況や課題、地域特性などについて、十分な理解があるか。	10
		区民に向けた効果的な広報を実施する提案であるか。	10
3	活動実績	同様の業務を実施した実績が十分にあるか。	10
4	必要経費	$10点 \times (\text{全受託希望者の中の最低提案価格}) / (\text{受託希望者の提案価格})$	10
5	追加提案	活動が更に効果的になる取組（例：参加者の意識啓発・能力向上策、他者との連携、専門家による指導等）など、仕様書に定める事項以外に効果的な追加提案がなされているか。	10
合 計			100

10 受託候補者の選定

(1) 審査委員会

審査は、事業者の選定のために組織する審査委員会が行う。

審査委員会は、下京区役所地域力推進室長、地域力推進室企画課長及び同まちづくり推進課長の計3名で構成する。

(2) 選定方法

ア 提出書類により審査に基づき順位を定め、順位の最も高い1者を受託候補者として選定する。順位は、各委員の合計点数（100点満点）の平均により形成する。点数が同じ場合は、提案価格の最も低いものを受託候補者に選定し、提案価格も同じ場合はくじ引きにより選定する。なお、選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

イ 応募事業者が1事業者のみでも審査を実施するが、各委員の合計点数の平均が60点を下回るときは、受託候補者として選定しない。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、審査後、全ての応募者に対し書面により通知するとともに、下京区役所ホームページにおいて公表する。

1 1 受託候補者との協議と契約締結

京都市が提示する仕様書及び受託候補者の企画提案書等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合、契約を締結する。

合意に達しない場合は、受託候補者に次いで順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められない場合はこの限りでない。

1 2 スケジュール

内 容	期 限 等
募集開始	令和4年7月 8日 (金)
質問受付期限	7月15日 (金)
質問に対する回答期限	7月22日 (金)
提案書類提出期限	7月29日 (金)
審査結果の通知	8月中旬
委託契約の締結	審査結果通知後速やかに実施

1 3 留意事項

- (1) 応募に掛かる費用については、応募者の負担とする。
- (2) 提出物は応募者に返却しない。
- (3) 応募書類提出後の書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、京都市の承諾を得た場合のみ認める。
- (4) 京都市は応募者に無断で提出物を本件以外に使用しない。
- (5) 京都市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

1 4 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対しては、その名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ京都市の承諾を得ること。

1 5 資料提出先及び問い合わせ先

下京区役所地域力推進室企画担当（担当：川勝、西田）

〒600-8588 京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608の8

電 話：075-371-7164 FAX：075-351-4439

メール：shimogyo@city.kyoto.lg.jp